

農委だよりが「農業委員会だより」 全国コンクールに入賞！

主催	一般社団法人全国農業会議所、全国農業新聞
日時	—
場所	—
内容	全国の農業委員会が作成する「農業委員会だより」の優れた作品を表彰する第29回「農業委員会だより」全国コンクールにおいて、加古川市農業委員会の「農委だより」が全国農業新聞賞を受賞しました。第20回（平成26年）・第21回（平成27年）にも、同賞を受賞しています。 コンクールでは、農家に必要な情報が充実しているか、デザイン、発行回数（本委員会は年間3回）等をもとに審査されました。 
対象（参加者）	全国約1,700の農業委員会が令和4年中に発行した農業委員会だよりが審査対象。 全国農業新聞都道府県支局（都道府県農業会議）の選考を通過した36件の「農業委員会だより」を全国コンクールで審査。
定員	—
参加費	—
申込先・方法	—
目的・背景 その他	農業委員会は「農業一般に関する調査及び情報の提供」が業務の一環として位置づけられています。その情報提供活動に顕著な功績を有する農業委員会を、全国農業会議所が表彰するものです。
市ホームページ	掲載済み ・ 掲載予定（●月●日） ・ <u>掲載しない</u>
広報かこがわ	●月号に掲載 ・ ●月号に掲載予定 ・ <u>掲載しない</u>



農委だより



第148号

令和4年6月24日

発行：加古川市農業委員会

TEL：079-427-9369

編集：農委だより編集委員



じゃがいもの収穫 ～西神吉町宮前～

Contents

今月号の主な内容

- 全国農業委員会会長大会出席報告
- 令和4年産主食用米の作付けに補助
- 農地を農地以外の目的で利用する場合の手続きについて
- 農地法第3条下限面積の設定
- トラクター等小型特殊自動車は軽自動車税の申告が必要です
- 雇用就農資金のお知らせ
- [情報提供] 賃借料
- 全国農業新聞案内
- 農業者年金案内
- ほか

全国農業委員会会長大会に参加



5月31日（火）、令和4年度全国農業委員会会長大会が、LINE CUBE SHIBUYA（渋谷公会堂）（東京都）で開催され、加古川市からは馬田会長が出席しました。

大会では、「持続可能な農業・農村を創るための政策提案」の提案決議、「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動」の推進および「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議等を行いました。

また、大会翌日は、渡海紀三朗衆議院議員を訪問し、今後の農業政策や財源確保についての意見交換と要請活動をして参りました。（事務局）

令和4年産主食用米の作付に対し補助します

～令和4年度 緊急経済対策米価下落影響緩和事業補助金のご案内～

新型コロナウイルスにより、加古川市の農業にも大きな影響が出ています。これからも農家の皆さまに加古川市の農業を支えていただくため、令和4年産の主食用米の作付面積に応じて補助を行います。

1 対象者について

加古川市地域農業再生協議会に提出された令和4年度の水稲生産実施計画書及び営農計画書（以下実施計画書）において主食用米を作付する者。

※ 市外在住者で、市内の農地に作付している者も対象とする。

※ 市内在住者で、市外の農地に作付している者は、令和2年度から継続して同じ圃場に主食用米を作付けしている場合は対象とする。

2 要件等

- 令和4年産主食用米を11a以上作付けすること（加工用米、飼料用米等は対象外）

- 必要な書類

- （1）作付面積に対して十分な購入量が確認できる購入伝票等。（苗12枚／10a以上、種もみ1.9kg／10a以上、等）
- （2）上記（1）がない場合、12枚／10a以上の苗箱が確認できる写真、もしくは主食用米を作付する全ての圃場の写真（地番等が特定できるように撮影されたもの）。なお、写真は撮影日が確認できること。



※ 令和4年に兵庫県農業共済組合の水稲共済に加入しており、加古川市がその加入状況について照会することに同意する場合は書類の提出を省略できます。

3 補助金について

- 補助金の単価（上限）：5,000円／10a

なお単価は予算の範囲内で減額調整する場合がありますのでご了承ください。

- 補助金の額

（主食用米作付面積（※）－10a）×5,000円／10a

※ 令和4年度の実施計画書に記載された主食用米の面積。1a未満切り捨て。

- 令和4年8月頃に対象者に対して申請書類等を送付予定です。補助金の支払いは令和4年12月頃を予定しています。

- この事業は令和4年度限りの補助事業となりますのでご注意ください。

★補助金の申請、実績報告等は、記載に誤りがないようご注意ください。事実と異なる場合、補助金の返還が生じます。

詳しくは、農林水産課 農政係（市役所新館3階 TEL：079-427-9227）まで

農地を農地以外の目的で利用する場合は、事前に農業委員会で手続きが必要です

- 農地に家を建てたい
- 農地を駐車場や資材置場に利用したい
- 農地に太陽光パネルを設置したい

そんな時は…



- 市街化区域の場合→市農業委員会への届出
 - 市街化調整区域の場合→県知事の許可
- が必要です。

許可には各種要件がありますので、現況または登記地目が田・畑の場合は、農業委員会事務局（市役所新館9階 TEL：079-427-9369）へご相談ください。

農地法第3条の許可要件（下限面積要件について）

耕作のための農地の売買、贈与、貸借をするときは、農業委員会の許可が必要です。加古川市では、農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する許可の要件（許可後に耕作する面積要件（下限面積要件））について、令和4年度も次のとおり現行の取り扱いを継続することが、令和4年3月24日開催の第1回臨時総会において決定いたしました。

- ・加古川町・野口町・平岡町・尾上町・別府町・米田町 20アール
- ・これら以外の区域 30アール
- ・農業委員会が別途公示する特定の地番の農地 概ね1～5アール（狭小農地特例）

トラクターやフォークリフト等の小型特殊自動車は軽自動車税（種別割）の申告が必要です



農場や工場等で使用される小型特殊自動車は、道路を走行しない車両でも所有している場合は、軽自動車税（種別割）の申告をしてナンバープレート（課税標識）の交付を受ける必要があります。

ナンバープレートのない小型特殊自動車を所有している場合は、加古川市役所市民税課まで申告してください。

詳しくは、市民税課（市役所新館2階 TEL：079-427-9161）まで

農業経営者の皆さまへ「雇用就農資金」のお知らせ

全国農業会議所では、農業法人等を対象に資金を助成する「雇用就農資金」を実施しています。

- ① 49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して資金を助成（次回は令和4年7～8月に2タイプの募集を行います。）

- ・雇用就農者育成・独立支援タイプ：農業法人等が就農希望者を雇用し、農業就業又は独立就農に必要な実践研修を実施する場合に資金を交付

- ・新法人設立支援タイプ：農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す者を雇用して実践研修を実施する場合に資金を交付

- ② 次世代の農業経営者育成を目的として、職員を他の法人に派遣する農業法人等に対して、代替職員の人件費や派遣経費を助成（令和5年1月末まで募集）

☆事業実施・助成の要件など詳しくは、（公社）ひょうご農林機構 経営支援課（TEL：078-391-1222 E-mail：koyou@forest-hyogo.jp）まで

【情報提供】

賃借料

令和3年1月1日から令和3年12月31日までの農地法第3条許可申請及び利用権設定に関する賃借料情報を提供します。

町 名	データ数(筆)	無償件数(筆)	有償件数(筆)	年間賃借料(円)
加古川町南	0	0	0	情報なし
加古川町北	1	1	0	情報なし
神野町	46	45	1	最高 6,000 円/10a 最低 6,000 円/10a 平均 6,000 円/10a
野口町	7	4	3	最高 124,675 円/10a 最低 15,723 円/10a 平均 88,357 円/10a
平岡町	0	0	0	情報なし
尾上町	0	0	0	情報なし
別府町	0	0	0	情報なし
八幡町	14	10	4	最高 5,208 円/10a 最低 5,208 円/10a 平均 5,208 円/10a
平荘町	25	25	0	情報なし
上荘町	20	20	0	情報なし
東神吉町	26	26	0	情報なし
西神吉町	60	60	0	情報なし
米田町	0	0	0	情報なし
志方町東	169	168	1	最高 38,167 円/10a 最低 38,167 円/10a 平均 38,167 円/10a
志方町中	12	11	1	最高 5,235 円/10a 最低 5,235 円/10a 平均 5,235 円/10a
志方町西	59	55	4	最高 6,592 円/10a 最低 5,000 円/10a 平均 5,398 円/10a
総 計	439	425	14	最高 124,675 円/10a 最低 5,000 円/10a 平均 25,492 円/10a

ほとんどが無償での貸付(使用賃借権設定)となっています。

～表紙写真の紹介～

35馬力トラクターにじゃがいも掘り機を取り付けて、メークインを収穫しています。この日のために、じゃがいも掘り機を50万円で購入しました。

水稲からの転作で、今年のじゃがいもの作付けはトータルで50aですが、来年は100aに拡大するかも知れないので、省力化対策での設備投資です。じゃがいもの標準収穫量は3,000kg/10aなので、収穫したじゃがいもの運搬は鉄コンテナに入れて98馬力トラクターで搬送しています。この圃場の面積は25aで、2月1日～4日まで種芋の植え付けと黒マルチ掛けを行いました。今年は暖冬であったことから、じゃがいもの成育は順調でした。

じゃがいも収穫祭には多数ご参加いただき、ありがとうございました。

文：農事組合法人 みやまえ 営農 佐伯 真究

●人事異動

就 任 農政企画担当副課長
穴田 順一 (資産税課から)
主 査 三俣恵之介 (住宅政策課から)
よろしくお願いたします。

転 任 農政企画担当副課長
石澤 直之 (収税課へ)
主 事 野々内慎平 (医療助成年金課へ)
お世話になりました。

農地相談日

農地問題について、農業委員2名による相談を実施しています。

- 時 間 午後1時30分から4時まで
- 場 所 農業委員室(市役所新館9階)
- 申 込 先 農業委員会事務局
(TEL 079-427-9370)

● 申込期限 相談日の一週間前の午後5時まで
※事務手続などの一般的なご質問は、相談日以外も随時受け付けています。

今後の相談日

7月7日(木)	8月4日(木)	9月1日(木)
10月6日(木)	11月4日(金)	12月1日(木)

旬の農業情報が満載です！

全国農業新聞

カラー版 ● 毎週金曜日発行 ● 月700円
お申し込みは、地元農業委員または農業委員会事務局へ

農業者年金に加入しましょう

- ① 60歳未満の方
- ② 年間60日以上農業に従事
- ③ 国民年金第1号被保険者

①～③の要件を満たす方なら、
どなたでもご加入いただけます。

お問い合わせは農業委員会事務局又はJAへ



農委だより



第149号

令和4年9月26日

発行：加古川市農業委員会

TEL：079-427-9369

編集：農委だより編集委員



★ 上の写真はドローンによる
水稲への防除の様子です。
(志方東営農組合・畑支店)

★ 下の写真はリモートセンシ
ングで取り込んだ葉色マップ
をヘリと連動させ、可変施肥
(追肥) をしている様子です。
(みやまえ営農)



葉色マップ

ドローンによる防除 & ヘリコプターによる可変施肥

Contents

今月号の主な内容

- 令和4年 加古川市農業委員会年次総会を開催
- 2022 志方東コスモスまつりを開催（予定）
- 農林漁業祭品評会を開催
- 全国農業新聞案内 ● 農業者年金案内 ● 農地相談案内 など

令和4年 農業委員会年次総会を開催

8月2日（火）、加古川市役所新館 10 階大会議室において、令和4年加古川市農業委員会年次総会を開催しました。多数の関係機関の皆様に来賓としてご臨席賜り、来賓者を代表して岡田康裕市長、小林直樹市会議長、兵庫県加古川農林水産振興事務所の河田尚顯所長からご祝辞を賜りました。

議事においては、令和3年度事業報告・令和4年度事業計画について、原案どおり承認されました。

また、総会終了後に、農地利用最適化推進全体会を開催いたしました。まず、公益社団法人ひょうご農林機構兵庫県農業会議の山口事務局長より、農業委員会組織をめぐる情勢報告として、人・農地など関連施策の見直し及び農水省ガイドラインについて等のご講演をいただきました。その後、株式会社ふぁーみんサポート東はりまの谷池専務より、かこがわ育農塾や農地情報バンク、市民農園の開設、遊休農地解消活動等、法人の事業内容等について、ご説明をいただきました。

その他、「令和4年度最適化活動の目標の設定等」についての協議、「農地を活かし隊」活動の実施報告や意見交換等を行いました。



▲ 会長挨拶



▲ 総会の様子

来賓挨拶



▲ 岡田市長 祝辞



▲ 小林市会議長 祝辞



▲ 兵庫県加古川農林水産振興事務所 河田所長 祝辞

- ご臨席の来賓者の皆様**
- | | |
|--------------------|---------|
| 加古川市長 | 岡田 康裕 様 |
| 加古川市会議長 | 小林 直樹 様 |
| 兵庫県加古川農林水産振興事務所所長 | 河田 尚顯 様 |
| 兵庫県加古川農業改良普及センター所長 | 有方 千裕 様 |
| 公益社団法人ひょうご農林機構 | |
| 兵庫県農業会議事務局長 | 山口 靖 様 |
| 兵庫南農業協同組合代表理事組合長 | 中村 良祐 様 |
| 加古川市南農業協同組合代表理事組合長 | 岩坂 嘉邦 様 |
| | (順不同) |

ご多用の中ご臨席ありがとうございました。



▲「情勢報告」
(公社)ひょうご農林機構 兵庫県農業会議
山口事務局長



▲「株式会社ふぁーみんサポート東はりまの活動等について」
(株)ふぁーみんサポート東はりま 谷池専務

開催予定

2022

志方東コスモスまつり

開催日時

令和4年10月8日(土)、9日(日)、10日(月・祝)、15日(土)、16日(日)、22日(土)、23日(日)の7日間

開催場所

東飯坂・高畑・広尾東地区 (3会場)

イベント内容

各会場とも枝豆・新米等の農産物、地元産の材料を利用した加工品の販売。その他にもサツマ芋収穫体験・スタンプラリー等。ドローンでのVRコスモス鑑賞やドローン操縦体験も！

問合せ先

志方東地区コスモスまつり実行委員会事務局 (しるやま農業研修センター)
TEL.079-452-3956

収穫体験スタンプラリー

志方東コスモスまつり実行委員会、西脇営農組合、みやまえ営農、フレッシュピクル、見谷コスモス祭実行委員会の5カ所で行われるイベントでスタンプを集めて、「にじいろふぁーみん」、「ふぁーみん SHOP いなみ」、「ふぁーみん SHOP 八幡」、「ふぁーみん SHOP かんき」、「ふぁーみん SHOP 高砂」等のJ A直売所で応募すると、集めたスタンプ数に応じて抽選で合計 70 名様に地元名産品等の賞品があたるスタンプラリーが開催されます。

詳しくは、にじいろふぁーみん (TEL 079-495-7716) まで。

合計70名様に地元名産品が当たる！

志方東コスモスまつり実行委員会

みやまえ営農

フレッシュピクル

見谷コスモス祭実行委員会

応募用紙投函場所

10月15日(土)～11月30日(水)

スタンプを集めて抽選に参加しよう！

A賞 2,000円相当 10名様

B賞 1,000円相当 20名様

C賞 500円相当 40名様

TEL: 079-495-7716

西脇営農組合

にじいろふぁーみん

スタンプラリー

みやまえ営農

フレッシュピクル

見谷コスモス祭

応募用紙投函場所

10月15日(土)～11月30日(水)

スタンプを集めて抽選に参加しよう！

A賞 2,000円相当 10名様

B賞 1,000円相当 20名様

C賞 500円相当 40名様

TEL: 079-495-7716

農地を活かし隊活動

～全国農業新聞に掲載されました～

令和4年9月16日(金)、全国農業新聞の1面に当委員会の「農地を活かし隊」活動が掲載されました。

平成 22 年度より取り組んできた「農地を守り隊」活動は、令和元年8月から、農地を守ることはもとより、守った農地を新たな担い手に渡し、その農地を活かしていく活動として、「農地を活かし隊」に改称し、内容を充実させてまいりました。

各班の委員は原則毎月1回以上集まり、地区の農地をパトロールして遊休農地の早期発見や有効利用に向けた方策を検討し、適正な利用を働きかけています。

また、こうした班ごとの活動は、年4回開催する「農地利用最適化推進全体会」で発表し、農業委員と農地利用最適化推進委員が一堂に会し、活発な意見交換を行っています。

今後も、地域における問題解決に向けて積極的に活動を行ってまいります。

農林漁業祭品評会を開催！

農林漁業祭のメインイベントとして、出荷農家を対象に農作物品評会を開催いたします。

《穀類の部》

【審査日・会場】 令和4年11月22日（火）
加古川市役所 191 会議室

《園芸の部》

【審査日・会場】 令和4年11月28日（月）
加古川市役所 1 階ロビー

【出品等の問合せ先】

加古川市農林漁業祭実行委員会事務局
農林水産課 振興係 （Tel：079-427-9226）



▲前回（令和元年）品評会の様子

農地相談日



農地問題について、農業委員
2 名による相談を実施しています。

- 時 間 午後1時30分から4時まで
 - 場 所 農業委員室（市役所新館9階）
 - 申 込 先 農業委員会事務局
（TEL 079-427-9370）
 - 申込期限 相談日の一週間前の午後5時まで
- ※事務手続などの一般的なご質問は、相談日以外も随時受け付けています。

今後の
相談日

10月6日(木)	11月4日(金)
12月1日(木)	1月5日(木)

旬の農業情報が満載です！

全国農業新聞

NATIONAL
AGRICULTURAL
NEWS

●カラー版 ●毎週金曜日発行 ●月700円
お申し込みは、地元農業委員または農業委員会事務局へ

農業者年金に 加入しましょう

① 20歳以上60歳未満の方

② 年間60日以上農業に従事

③ 国民年金第1号被保険者



①～③の要件を満たす
方なら、どなたでも
ご加入いただけます。

※ 60歳以上65歳未満（国民年金の任意加入者の方）もご加入いただけるようになりました。詳しくはお問合せください。

● 少子高齢時代に強い年金です

加入者の積み立てた保険料とその運用益を合わせた額により将来受け取る年金額が事後的に決まる「積立方式・確定拠出型」の年金です。

● 保険料の額は自由に決められます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料は月2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円の範囲内で、千円単位で自由に選ぶことができます。また、農業経営の状況等に合わせて、いつでも見直しが可能です。

● 終身年金で80歳までの保証付き

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、「死亡一時金」が遺族に支給されます。

● 税制上の優遇措置

支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象。だから、所得税や住民税等の節税につながります。支払った保険料の15～30％程度が節税になります。

● 保険料の国庫補助があります

認定農業者など一定の要件を備えた「意欲ある担い手」には、保険料（月額2万円固定）の2割、3割、5割の国庫補助があります（最大で20年）。

お問い合わせは農業委員会事務局又はJAへ



農委だより



第150号

令和5年1月1日

発行：加古川市農業委員会

TEL：079-427-9369

編集：農委だより編集委員



※加古川市農林漁業祭 軽トラ市（令和4年10月16日/海洋文化センター）
農事組合法人 みやまえ営農など、多くの農業者が出店されました



加古川市農業委員会
会長 馬田 禧紹

年頭のごあいさつ

皆様方におかれましては、令和5年の輝かしい新春を健やかにお迎えのことと、心よりお喜び申し上げます。

平素は、農業委員会活動に対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。新型コロナウイルスや農業を取り巻く経済的・国際的環境が不透明である中、農地法等の法令許可業務に加え、地域計画策定への参画、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消など「農地等の利用の最適化の推進に関する活動」を推進し、本市の農業委員会活動が一層充実したものとなるよう、農業委員、農地利用最適化推進委員一同、活動を行ってまいります。

さて、本年7月19日に本市農業委員会の現在の農業委員、農地利用最適化推進委員の任期が満了することから、新たに農業委員、農地利用最適化推進委員の候補者が募集されます。農地等の利用の最適化の推進など、積極的に委員会活動を行う意欲のある新農業委員、農地利用最適化推進委員の選任に向けて、ご推薦或いはご応募についてぜひご検討いただければと存じます。

本市農業委員会は、スローガンに「食を守る・農地を守る・生活を守る 農業委員会」を掲げ、「地域課題等 積極的に取り組み 行動する農業委員・農地利用最適化推進委員」をテーマに活動しています。両委員が一丸となり、地域農業の実情を的確に捉え、皆様のご意向を反映した農業振興に行政と共に取り組んでまいりますので、今後ともご支援、ご協力賜りますようお願いいたします。

皆様方のご健勝とご多幸をご祈念申しあげ、年頭のごあいさつとさせていただきます。

- 農業委員・農地利用最適化推進委員を募集
- 令和4年度農地パトロールを実施
- 視察受入報告
- たんぱく質を摂ってフレイル予防
- 農業者・畜産業者臨時支援金のご案内

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集

農業委員会等に関する法律(平成28年4月1日施行)に基づき、農業委員の選任については、推薦・公募により市長が任命します。また、農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」といいます。)の選任については、推薦・公募により農業委員会が委嘱します。

加古川市並びに加古川市農業委員会では、現農業委員及び推進委員の任期が令和5年7月19日に満了となるため、下記のとおり農業委員及び推進委員を募集します。

【農業委員】

応募者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)に関する事項その他の農業委員会の所掌に関する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。

募集人数 18人(内1名は(2)に該当する者)

※農業委員の構成については、次のとおり農業委員会等に関する法律で規定されていますので、推薦又は応募にあたりご配慮願います。

- (1) 認定農業者が、一定割合以上を占めること。
- (2) 中立的な立場で公正な判断をすることができる者として、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれること。

※若手・女性農業者の登用が求められています。特に男女共同参画の観点から、女性の登用が強く求められています。

申込方法

- 1 推薦(農業団体等または農業者等(2人以上の連名)から)または応募。
所定の「候補者推薦書」(様式第1号並びに第2号)又は「応募申込書」(様式第3号)に必要事項を記入の上、以下の方法でお申し込みください。

《応募方法》

- ① 直接持参
※直接持参する場合、受付時間は、期間内平日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。

- ② 郵送【下記募集期間内に必着】

《申込先》

●農林水産課 農政係
〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000
加古川市役所新館 3 階

●農業委員会事務局
〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000
加古川市役所新館 9 階

- 2 募集案内及び申し込みに必要な書類は、農林水産課、農業委員会事務局、市役所新館 1 階(案内)、各市民センターで配布しています。また、市ホームページ(農業委員会のページ)からもダウンロードできます。

主な業務

毎月開催される農業委員会の総会等に出席し、農地の権利移動などに関する審議等を行うと共に、推進委員及び農地中間管理機構と連携し、次のような活動に従事します。(年間の活動日数はおおよそ 70 日程度。土日以外の平日も活動いただきます。)

- (1) 農地の権利移動の許可等に関する審議
- (2) 農地等の利用の最適化の推進(農地の集約化や遊休農地対策など)
- (3) 農地の利用状況や利用意向等の確認
- (4) 農業委員会が必要とする活動(研修会への出席など)

任期 令和5年7月20日～令和8年7月19日

※詳しくは、募集案内をご覧ください。

【農地利用最適化推進委員】

応募者の資格

農地等の利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進に熱意と識見を有する者で、その職務を適切に行うことができる者。

募集人数 19人

※若手・女性農業者の登用が求められています。

申込方法

- 1 推薦(農業団体等または農業者等(2人以上の連名)から)または応募。
所定の「候補者推薦書」(様式第1号並びに第2号)又は「応募申込書」(様式第3号)に必要事項を記入の上、以下の方法でお申し込みください。

《応募方法》

- ① 直接持参
※直接持参する場合、受付時間は、期間内平日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。

- ② 郵送【下記募集期間内に必着】

《申込先》

●農業委員会事務局
〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000
加古川市役所新館 9 階

- 2 募集案内及び申し込みに必要な書類は、農業委員会事務局及び市役所新館 1 階(案内)、各市民センターで配布しています。また、市ホームページ(農業委員会のページ)からもダウンロードできます。

主な業務

担当地区において、農業委員及び農地中間管理機構と連携し、次のような活動に従事します。(年間の活動日数はおおよそ 70 日程度。土日以外の平日も活動いただきます。)

- (1) 農地等の利用の最適化の推進(農地の集約化や遊休農地対策など)
- (2) 農地の利用状況や利用意向等の確認
- (3) 農業委員会が必要とする活動(研修会等への出席など)

任期 委嘱日～令和8年7月19日

※詳しくは、募集案内をご覧ください。

募集期間はいつでも
令和5年2月1日(水)～令和5年2月28日(火) 必着

令和4年度 農地パトロールを実施

農業委員会では、農地の利用状況・転用許可後の状況を確認するとともに、耕作放棄地の調査や農地制度の周知徹底を図ることを目的に、毎年、農地パトロールを実施しています。

令和4年度は、9月29日、9月30日、10月3日の3日間、農業委員・農地利用最適化推進委員(以下「委員」と)と事務局による調査班(6班)を編成し、市内全域を対象に、地元委員が事前に市内約270筆を調査したものなどのうち、問題があると思われる91筆の案件について、パトロールを実施しました。

パトロール対象は次のとおりです。

- ・耕作目的で許可された案件(農地法第3条)
- ・農地改良届出地の履行状況の調査、確認
- ・耕作放棄地全体調査の結果、特に問題のある案件
- ・農地の無断転用の調査(指導中の土地を中心に)及び早期発見

パトロールの結果、問題のある案件については、委員による直接の是正指導や、文書指導を行いました。

農地を転用するためには市街化調整区域では県の許可、市街化区域では農業委員会への届出が必要です。農業振興地域の農用地については、原則として転用できません。

農地の転用手続きをするにあたり、関係法令等の許認可も必要となる場合がありますので、必ず転用を行う前に農業委員会事務局にご相談ください。



視察受入報告

令和4年11月7日(月)に福井県大野市農業委員会より農業委員・農地利用最適化推進委員、事務局職員計10名が、加古川市農業委員会の活動内容について視察にられました。当委員会の概要、遊休農地対策、「農地を活かし隊」活動の実施内容、懶ふぁーみんサポート東はりまの事業内容などについて説明し、その後、今後の農地利用最適化の推進等について活発な意見交換を行いました。



▲第5ブロックの「農地を活かし隊」活動について佐伯農地委員長より説明

たんぱく質を摂って フレイル予防

寒い時期には、暖かい部屋から動くことが億劫になり、運動が減りがちになります。暖かい昼の時間に買い物などで体を動かすことに加えて、食べ物にも気を配りましょう。フレイル予防には、次の3つのポイントが大切です。

※フレイルとは…年をとって体や心のはたらき、社会的なつながりが弱くなった状態。

1 1日3食欠かさず摂るようにしましょう。

食事は、主食と、肉、魚などのたんぱく質を多く含む食品や野菜をそろえ、バランスのとれた食事にしましょう。また、3食が均等な食量になるように心がけましょう。

2 毎食、たんぱく質を多く含む食品(肉、魚、卵、大豆製品、乳製品など)を摂るようにしましょう。

パンや麺類などにも、たんぱく質を多く含む食品を加えましょう。

3 よく噛んで食べるようにしましょう。

噛むことは、消化の第一歩です。やわらかいものでも、よく噛んで食べるようにしましょう。

お正月に用意されるおせち料理にも、「おめでたい」の鯛、「出世魚」の鰯、「長寿祈願」の海老、「五穀豊穡」のごぼうや人参を肉類などで巻いた八幡巻きなど、魚介類や肉類などのたんぱく質を多く含む料理が詰められています。

食事は活力の源です。健康な身体づくりを意識し、新しい年をスタートしましょう。

フレイル予防のご相談は、市民健康課まで
(市役所本館2階) TEL.079-427-9585



農業者・畜産業者臨時支援金（令和4年度のみ）のご案内

【農業者臨時支援金】

原油価格・物価高騰の影響を受ける農業者への支援として、市内で農業をされている方に支援金を交付します。

1 対象者

- ① 令和4年度の「水稻生産実施計画書及び営農計画書」（以下「営農計画書」という。）を提出し、農作物の栽培や農地の保全管理を行っている方。
- ② 営農計画書を提出していないが、令和4年度に農作物の出荷販売を行っている方。

2 支援金

- ① 基本額 2万円
上記1対象者に該当する全ての方に交付。
 - ② 加算額 令和3年の農業収入（雑収入を除く）の2%（上限18万円）
上記1対象者に該当し、かつ、令和3年の農業収入の申告をしている方に交付。
- ※ 支援金の申請総額が予算の範囲を超える場合、上記②の加算額の算出割合（2%）を調整する場合がありますのでご了承ください。

3 申請方法

【上記1対象者の①に該当する方】

12月上旬に市からお送りしている申請書類に必要事項を記入して提出してください。

【上記1対象者の②に該当する方】

市役所農林水産課にお問い合わせください。申出者に申請書等をお送りします。

- 加算額の申請をされる方は、「令和3年分の確定申告書の写し」または「令和4年度市民税・県民税申告書の写し」をご提出いただきます。

※申請期限：令和5年1月31日（火）【消印有効】

詳しくは、加古川市農林水産課農政係 農業者臨時支援金専用ダイヤル（TEL.079-427-9024）へ

【畜産業者臨時支援金】

原油価格・物価高騰の影響を受ける畜産業者への支援として、市内で畜産業を営んでいる方に支援金を交付します。

1 対象者

加古川市内に牧場を所有または管理しており、かつ市内で畜産業を営む方

2 支援金

令和4年4月1日から令和4年12月31日までの家畜・家さんの飼養のために用いた飼料の購入量に応じた額を交付（上限20万円）

（※1）対象期間内に飼料を購入し、領収書等で購入量の確認がとれた場合に限り交付します。

（※2）支援金の申請総額が予算の範囲を超える場合、支援金の算出割合を調整する場合がありますのでご了承ください。

3 申請方法

以下の書類を添付のうえ、12月上旬に市からお送りしている申請書類に必要事項を記入して提出してください。

※申請期限：令和5年1月31日（火）【消印有効】

〈添付必要書類〉

- ① 加古川市内で畜産業を営んでいることを示す書類（R4年度の出荷伝票や納品書等）
- ② 令和4年4月1日から令和4年12月31日までの期間における家畜・家さんの飼養のために用いた飼料の購入量が確認できる書類（領収書等）

詳しくは、加古川市農林水産課振興係（TEL.079-427-9226）へ

※同一の個人・法人が、農業者臨時支援金と畜産業者臨時支援金、漁業者臨時支援金（詳しくは農林水産課へお問合せください）を重複して申請することはできません。

旬の農業情報が満載です！

全国農業新聞

カラー版 ● 毎週金曜日発行 ● 月700円
お申し込みは、地元農業委員または農業委員会事務局へ

①～③の要件を満たす方なら、どなたでもご加入いただけます。



農業者年金に加入しましょう

- ① 60歳未満の方 ※
- ② 年間60日以上農業に従事
- ③ 国民年金第1号被保険者

お問合せは農業委員会事務局またはJAへ

※ 60歳以上65歳未満（国民年金の任意加入者）の方でもご加入いただけるようになりました。詳しくはお問合せください。

農地相談日



農地問題について、農業委員2名による相談を実施しています。

- 時 間 午後1時30分から4時まで
- 場 所 農業委員室（市役所新館9階）
- 申 込 先 農業委員会事務局（TEL.427-9369）
- 申込期限 相談日の一週間前まで

※事務手続などのご相談は、相談日以外も随時受け付けています。

今後の相談日

2月2日(木)	3月2日(木)
4月6日(木)	5月8日(月)
6月1日(木)	7月6日(木)